

議案第40号

甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例制定について

甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

甲府市長 樋口雄一

甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業施行規程（平成2年12月条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第32条」に改める。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第15条第2項中「又は第3号」を削る。

第26条第1項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあつては、当該法定利率以内で規則で定める率）」に改める。

第31条を削り、第32条を第31条とし、第33条を第32条とする。

附 則

この条例中第26条第1項の改正規定は令和2年4月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

提案理由

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、清算金に付すべき利率の改定を行う等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。